2　前項の規定による執行力のある債務名義の正本の送付は、法第十八条の二の規定により事件特定情報の提供があったときは、することを要しない。

第百九十八条　法第百九十三条第二項において準用する法第百六十七条の十七第一項の規定により同項各号に定める申立てがされたものとみなされた場合において、法第百九十七条第二項の申立てに係る手続の実施又は法第百九十三条第二項において準用する法第百六十七条の十七第二項の規定による裁判若しくは法第二百六条第二項の申立てを認容する決定がされたときは、当該手続の実施又は当該裁判若しくは決定をした執行裁判所の裁判所書記官は、法第百九十三条第二項において準用する法第百六十七条の十七第一項各号に定める差押命令の申立てに係る事件の係属する執行裁判所の裁判所書記官に対し、一般の先取特権を有することを証する文書を送付するとともに、開示事項等を通知しなければならない。ただし、当該差押命令の申立てに係る事件が申立ての取下げその他の事由により完結したときは、この限りでない。

（法第百六十七条の十七第六項に規定する申出の方式等）

第百九十九条　法第百六十七条の十七第六項（法第百九十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する差し押さえるべき債権を特定するために必要な事項の申出は、書面でしなければならない。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この規則は、民法等の一部を改正する法律（令和六年法律第三十三号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第四章第三節を加える改正規定（第百九十七条第二項に係る部分に限る。）は、施行日又は民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

法規的告示

○農林水産省告示第千五百四十二号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第三項の規定に基づき、平成二年農林水産省告示第二百九十三号（肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣の指定するものを指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十月二十二日　　農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
熊本県家畜市場　熊本県畜産農業協同組合　熊本県菊池郡大津町	熊本県家畜市場　熊本県畜産農業協同組合連合会　熊本県菊池郡大津町

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を環境省地球環境局地球温暖化対策課及び経済産業省イノベーション・環境局環境政策課に備え置いて縦覧に供する。）

2　前項の規定により定められた係数を用いて、令和六年度において使用された他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、前項の係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるものとする。

3　前二項の規定により定められた係数を用いて、令和六年度において使用された他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあっては、〇・四二二とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省環境省告示第十号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第三条第一項第一号イの規定に基づき、温室効果ガス総排出量の算定に係る燃料として使用された都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件（令和六年十二月経済産業省環境省告示第九号）の全部を次のように改正する。

令和七年十月二十二日

経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

○経済産業省環境省告示第九号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第三条第一項第一号ハの規定に基づき、温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件（令和六年十二月経済産業省環境省告示第八号）の全部を次のように改正する。

令和七年十月二十二日

経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第三条第一項第一号ハの規定に基づき、電気事業者及び電気事業者以外の者の別に応じ、総排出量算定期間において使用された他人から供給された電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のとおり告示する。

1　電気事業者及び電気事業者以外の者の別に応じ、令和六年度において使用された他人から供給された電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を次のように定める。